

神戸市社会福祉施設等 ICT 化推進事業補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日 福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉施設等の労働環境改善のため、ICT の活用による業務の効率化などを推進することを目的に業務システムや情報通信機器や設備を購入等する施設等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設等とは、次に掲げるものをいう。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス、同条第 14 項に規定する地域密着型サービス、同条第 24 項に規定する居宅介護支援、同条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス、同条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス、第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスのうち、基準該当短期入所生活介護、第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等を提供する施設、第 54 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスのうち、基準該当介護予防短期入所生活介護、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業及びロに規定する第 1 号通所事業

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護又は同条第 10 項に規定する施設入所支援サービスを提供する施設、同条第 17 項に規定する共同生活援助を提供する事業所

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定する障害児入所施設

(2) 業務システムとは、社会福祉施設等における、介護サービスにおける日々の入力業務省力化やリアルタイムでの情報共有など、業務の効率化等を図るための情報通信機器や設備をいう。

(3) 情報通信機器とは、情報の記録作成と接続された機器からの閲覧、または音声などにより相互の情報共有を可能とする電子機器をいう。

(対象者)

第 3 条 本補助事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、介護職員の負担軽減や業務効率化を図ることにより、介護業務における労働環境の改善を行う、神戸市内に所在する社会福祉施設等を運営する事業者（国又は地方公共団体を除く。）とする。

(交付の条件)

第 4 条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 情報通信機器の仕様は、あらかじめ市長が決定したものであること。

- (2) 情報通信機器は、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るために必要な入力装置と出力装置を備えたものであること。
- (3) 対象者が、整備後の情報通信機器を善良な管理者の注意をもって保管し、その保守について、責任をもって行っていること。
- (4) 対象者が、情報通信機器の設置状況が分かる写真を提出して実績報告をしていること。
- (5) この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他の者から、この要綱に基づく補助金の交付対象と同一の情報通信機器に対して、補助を受けていないこと。
- (6) 対象施設等が、過去にこの要綱に基づく補助金を受けた施設等でないこと。
- (7) 申請日時点において、対象施設等が事業を廃止していないこと。

(対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は、対象者が購入する情報通信機器等に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 情報通信機器本体及び付属品等の購入に要する経費
- (2) 情報通信機器等の配送、設置工事に要する経費
- (3) 業務の効率化のため必要不可欠なソフトウェア資産や設備等の購入または利用に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 市長は、前条に定める対象経費の2分の1に相当する額を補助することができる。ただし、在宅サービス、及び、職員数が20人未満の施設については1事業所当たり7万5千円を、職員数が20人以上の施設については1事業所当たり15万円を上限とする。

2 前項の規定により得た金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める交付申請期間中に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定に当たり、条件を付すことができる。

3 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、補助金不交付決定通知書により申請者に速やかに通知するものとする。

4 市長は、申請者に対し、事業の実施に関して必要な報告又は書類の提出を求め、現地確認を行うことができる。

(変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定内容変更承認申請書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付中止(廃止)承認申請書を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書又は補助金中止(廃止)承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、当該補助事業の完了後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 情報通信機器の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

- (1) 補助金額確定通知書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、交付額の確定を行った場合、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(電子情報処理組織による書類の提出等)

第13条 この要綱において書面等(神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成17年12月条例第34号)第2条第3号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により提出することとされているものであって市長が必要と認めるものについては、電子情報処理組織(本市の機関等(本市又は本市の機関をいう。)の使用に係る電子計算機と補助事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 この要綱において書面等により行うこととされている通知であって市長が必要と認めるものについては、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(補助金交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 前条の規定により、補助金交付決定が取り消されたとき。

(2) 補助金規則第 10 条又は第 19 条により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 10 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 9 月 24 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 10 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。